

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和2年9月16日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

91,938

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

674,612

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	257,846
姫路市	139,863
尼崎市	129,502
明石市	83,804
西宮市	132,649
洲本市	12,342
芦屋市	26,666
伊丹市	55,799
相生市	8,187
豊岡市	22,529
加古川市	73,474
たつの市	21,189
赤穂市	13,330
西脇市	11,218
宝塚市	64,639
三木市	21,575
高砂市	25,052
川西市	44,155
小野市	13,172
三田市	30,985
加西市	12,240
丹波篠山市	11,506
養父市	6,592
丹波市	17,751
南あわじ市	13,158
朝来市	8,441
淡路市	12,395
宍粟市	10,534
加東市	10,769

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,456
多可町	5,804
稲美町	8,565
播磨町	9,446
神河町	3,200
市川町	3,406
福崎町	5,164
太子町	9,270
上郡町	4,256
佐用町	4,793
香美町	4,932
新温泉町	4,053